

仕様書

1 件名

令和4年分清掃工場余剰電力における非FIT非化石証書（再エネ指定あり）の売払い

2 予定数量（令和4年1月1日から令和4年12月31日までに発生したもの）

5,405,103 Kwh（再エネ指定あり）

発寒清掃工場・駒岡清掃工場発生分

※契約期間における計画量は別表1のとおり

3 履行場所

札幌市中央区北1条西2丁目

4 契約期間

契約の日から令和5年3月31日まで

5 非FIT非化石証書（再エネ指定あり）の算定

非FIT非化石証書（再エネ指定あり）の売払い量は清掃工場の発電実績及びバイオマス比率実績により変動するため、予定量に比べて増減がある場合でも、確定した実績量を全量買受けするものとし、売払い量は札幌市より契約者へ通知するものとする。

6 入札時における契約希望単価

本売払い契約は単価契約とし、入札書に記載する金額は、売却予定数量に対する非FIT非化石証書（再エネ指定あり）料金の契約希望単価とする。（0.01円単位で設定する1kwhあたりの単価）

なお、契約単価は月別又は時間帯別によらず一律とし、契約期間内において固定とする。

7 引渡し方法

札幌市が電力量認定申請し、認定を受けた非FIT非化石証書（再エネ指定あり）について、札幌市と契約者双方が一般財団法人日本電力取引所へ非化石価値売買申請書の届出を行うことにより非FIT非化石証書（再エネ指定あり）の引渡しを行うものとする。

引渡し回数、及び時期については協議により決定する。ただし、引渡し回数の上限は4回とする。

8 その他

（1） 非FIT非化石証書の売却を円滑に行うため、一般財団法人日本卸電力取引所に届出を行う際に必要な書類及び資料等は相互に提供しあうものとする。

（2） 非FIT非化石証書（再エネ指定あり）を買い受ける小売電気事業者は、当該非FIT非化石証書（再エネ指定あり）の価値を電力に付加し、札幌市内の需要家に供給するため、需要家の確保に最大限努めること。

また、札幌市内の需要家に供給した場合は、供給実績量を報告すること。

（3） 履行にあたっては、本仕様書のほか、売払契約約款に定められた事項を遵守するものとする。

（4） 本仕様書に定めのない事項、または仕様書に定める事項で疑義が生じたときには、札幌市と協議するものとする。

9 担当

札幌市環境局環境事業部施設管理課

電話 011-211-2922（担当：三戸）

令和4年非FIT非化石証書(再エネ指定あり)計画書

非FIT非化石証書 (再エネ指定あり) 内訳書	発寒清掃工場			駒岡清掃工場			c1+c2 合計 (kwh)
	a1 余剰電力 (kwh)	b1 バイオマス比率 (%)	c1 非FIT非化石証書 量 (kwh)	a2 余剰電力 (kwh)	b2 バイオマス比率 (%)	c2 非FIT非化石証書 量 (kwh)	
1月分	1,312,764	66.020%	866,686	471,546	53.991%	254,592	1,121,278
4月分	1,355,040	57%	772,372	1,411,200	47%	663,264	1,435,636
7月分	849,552	55%	467,253	1,458,240	67%	977,020	1,444,273
10月分	1,266,288	66%	835,750	1,052,160	54%	568,166	1,403,916
合計	4,783,644		2,942,061	4,393,146		2,463,042	5,405,103

非FIT化石証書量は次式から算出しています。 $c = a \times b / 100$

非FIT非化石証書量は小数点以下切り捨てしています。

バイオマス比率は過去3年分(令和元年度から令和3年度)の平均です。